

那覇市立小学校及び中学校における「学校選択制」に関する要綱

平成 17 年 8 月 31 日

教 育 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、よりよい教育環境の実現を目指しながら、通学区域制度の弾力化の一環として、児童生徒や保護者が自らの学校を選択する機会の拡大を図るため、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 32 条の規定に基づき、就学校を指定する場合にあらかじめ保護者の意向を聴取する手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(希望申請できる学校)

第 2 条 希望申請をすることができる学校は、那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則(昭和 47 年那覇市教育委員会規則第 17 号。以下「規則」という。)の別表第 1 及び別表第 2 に定める指定通学区域の学校（以下「指定校」という。）に通学区域が隣接する学校（以下「隣接校」という。）とする。

(希望申請できる者)

第 3 条 希望申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第 5 条に定める希望申請の期間内に那覇市に住所を有する者で、那覇市立小学校又は中学校の第 1 学年に入学する者(以下「新 1 年生」という。)の保護者
- (2) 入学期日の前日までに市内で転居、または市外から転入することが明らかであると那覇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める新 1 年生の保護者

(希望申請)

第 4 条 保護者は、教育委員会に対して、第 2 条に定める学校の中から希望する学校への就学を申請（以下「希望申請」という。）することができる。

2 希望申請は、別に定める希望申請票を教育委員会に提出することによ

り行うものとし、教育委員会は、希望申請を受けて、この要綱の定めるところにより就学する学校の指定を行う。

3 教育委員会は、希望申請をしない保護者に対し、指定校への就学の指定を行う。

(希望申請の期間)

第5条 希望申請の期間は、教育委員会が別に定める。

(定員枠)

第6条 教育委員会は、学校ごとに新1年生の定員枠を別に定め、公表する。

(希望申請者の就学する学校の指定)

第7条 教育委員会は、希望申請した者（以下「希望申請者」という。）のうち、次の各号に掲げる者に対し、各隣接校への就学の指定を行う。

(1) 当該指定校の新1年生（次項各号に定める者を含む。）の人数と希望申請者の人数の合計人数が定員枠内の場合のすべての希望申請者

(2) 第8条第1項に定める抽選に当選したすべての希望申請者

2 教育委員会は、希望申請者のうち、次の各号に掲げる者に対し、各指定校への就学の指定を行う。

(1) 当該指定校の新1年生の人数が定員枠を超える場合のすべての希望申請者

(2) 第8条第1項に定める抽選にもれた希望申請者

(抽選)

第8条 教育委員会は、各学校における指定校の新1年生の人数（定員枠に満たない人数に限る。）と希望申請者の人数の合計人数が定員枠を超える場合、希望申請者を対象に抽選を行い、隣接校への就学予定者を選定する。

2 抽選を行う場合は、その日時等について希望申請者に通知する。

3 抽選は公開とし、抽選の結果については、希望申請者に通知する。

(就学する学校の指定の取り消し)

第9条 第7条第1項の規定により隣接校への就学を指定された者のうち、入学期日の前日までに住所の異動により指定校が変更になる場合に

において、就学の指定がなされた隣接校が当該指定校の隣接校ではないときは、当該隣接校への就学の指定は取り消すものとする。

2 前項の場合において、教育委員会は隣接校への就学を取り消された者に対し、指定校への就学の通知を行う。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。ただし、那覇市立中学校に係る手続きについては、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。